

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-Adviser の名称】

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関

発行者情報

2021年2月26日

株式会社タカネットサービス
(TAKA NET SERVICE CO., LTD.)

代表取締役社長 西口 高生

神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目4番2号

(045)222-4488 (代表)

取締役管理本部長 片岡 裕子

フィリップ証券株式会社

代表取締役 下山 均

東京都中央区日本橋兜町4番2号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

株式会社タカネットサービス

<https://takanet-s.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
会計期間	自 2018年6月1日 至 2018年11月30日	自 2019年6月1日 至 2019年11月30日	自 2020年6月1日 至 2020年11月30日	自 2018年6月1日 至 2019年5月31日	自 2019年6月1日 至 2020年5月31日
売上高 (千円)	4,720,238	4,616,275	2,754,593	10,227,277	9,255,053
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△198,156	△143,870	△150,010	△244,836	20,412
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	△249,865	△170,114	△108,825	△269,918	△8,873
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△250,588	△169,404	△107,713	△270,245	△9,665
純資産額 (千円)	15,577	△123,484	△71,458	45,919	36,254
総資産額 (千円)	6,458,693	6,999,196	4,720,257	8,071,492	5,410,696
1株当たり純資産額 (円)	141.48	△1,101.56	△637.45	409.63	323.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	△2,269.45	△1,517.52	△970.79	△2,451.33	△79.15
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	0.2	△1.8	△1.5	0.6	0.7
自己資本利益率 (%)	△177.4	—	—	△173.0	△21.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	209,447	569,141	288,592	289,206	1,588,045
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△498,666	△161,135	△33,797	△1,269,373	△592,401
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	19,139	△604,617	△155,533	772,373	△1,193,853
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	219,061	84,736	182,401	281,348	83,139
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	183 (23)	188 (25)	192 (33)	190 (25)	189 (27)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益について、潜在株式はあるものの、1株当たり中間 (当期) 純損失であるため、記載しておりません。

(注3) 自己資本利益率について、第11期中及び第12期中は期中平均の自己資本がマイナスであるため、記載しておりません。

(注4) 株価収益率について、1株当たり中間 (当期) 純損失であるため、記載しておりません。

(注5) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。

(注6) 2018年8月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) を算定しております。

2【事業の内容】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年8月31日以降、当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年8月31日以降、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2020年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
車両販売・賃貸事業	39 (11)
車両整備・陸送事業	24 (14)
運輸事業	129 (8)
合計	192 (33)

（注1）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）発行者の状況

2020年11月30日現在

従業員数（人）	39 (11)
---------	---------

（注1）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（注2）当社は車両販売・賃貸事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2020年6月1日から2020年11月30日）の世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、アジア新興国や資源国等の成長鈍化など不透明感があつた中で、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、経済活動が停滞しております。また、日本経済は、企業収益や雇用環境が改善基調にありましたが、消費税増税に伴う個人消費の減少や、不安定な国際情勢や金融資本市場等による国内景気への影響に対する懸念、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞長期化等により、先行き不透明な状況にあります。

当社グループの主力事業である商用車関連事業に関して、輸送業界では、2019年度前半は消費税増税前の駆け込み需要の発生により、消費関連・生産関連・建設関連貨物はいずれも増加傾向にあったものの、2019年度後半以降は、消費税増税及び新型コロナウイルス感染症の影響により民需が低迷しております。2020年度後半は小幅な持ち直しが見込まれるものの、2020年度の総輸送量は前年比で減少することが予想されます。

このような市場環境の中、当中間連結会計期間の売上高は2,754,593千円（前年同期比40.3%減少）、営業損失は106,941千円（前年同期は営業損失114,658千円）、経常損失は150,010千円（前年同期は経常損失143,870千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は108,825千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失170,114千円）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

(車両販売・賃貸事業)

売上高は1,623,329千円（前年同期比52.0%減少）、セグメント損失は159,180千円（前年同期はセグメント損失127,670千円）となりました。新車から中古車へのシフト、新型コロナウイルス感染症の影響による民需の低迷等により、減収減益となっております。

(車両整備・陸送事業)

売上高は45,707千円（前年同期比34.2%増加）、セグメント利益は11,375千円（前年同期比142.8%増加）となりました。新車から中古車へのシフト、外注の自製化等により、利益率が改善しております。

(運輸事業)

売上高は1,085,556千円（前年同期比9.4%減少）、セグメント利益は42,463千円（前年同期比382.7%増加）となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により減収となりましたが、収益性の高い新規荷主の獲得等により、1台当たりの利益が増加しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は182,401千円で、前連結会計年度末に比べ99,262千円増加しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は288,592千円（前年同期は569,141千円の獲得）となりました。主な増加要因はたな卸資産の減少額585,726千円、減価償却費294,309千円、売上債権の減少額105,514千円、主な減少要因はリース債務及び長期未払金の減少額396,662千円、賃貸用資産の増加額137,108千円、仕入債務の減少額115,293千円、税金等調整前中間純損失106,173千円等です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は33,797千円（前年同期は161,135千円の使用）となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出73,635千円等、増加要因は定期預金の純減少額21,800千円、有形固定資産の売却による収入19,145千円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は155,533千円(前年同期は604,617千円の使用)となりました。主な減少要因は長期借入金の返済による支出154,273千円、リース債務の返済による支出146,741千円、短期借入金の純減少額40,000千円、社債の償還による支出30,000千円等、増加要因は長期借入れによる収入239,000千円です。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

当中間連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年11月30日)	前年同期比 (%)
車両販売・賃貸事業 (千円)	649,480	30.0
合計 (千円)	649,480	30.0

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注3) 車両整備・陸送事業及び運輸事業については、該当事項はありません。

(2) 賃貸用資産購入実績

当中間連結会計期間の賃貸用資産購入実績(取得価額)をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年11月30日)	前年同期比 (%)
車両販売・賃貸事業 (千円)	137,108	34.0
合計 (千円)	137,108	34.0

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注3) 車両整備・陸送事業及び運輸事業については、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年11月30日)	前年同期比 (%)
車両販売・賃貸事業 (千円)	1,623,329	48.0
車両整備・陸送事業 (千円)	45,707	134.2
運輸事業 (千円)	1,085,556	90.6
合計 (千円)	2,754,593	59.7

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年11月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
日本郵便輸送㈱	868,108	18.8	872,164	31.7
㈱丸山自動車 (注4)	532,506	11.5	—	—

(注3) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注4) ㈱丸山自動車に対する売上高には、同社の関連会社である㈱ウイング・エムに対する売上高を含めております。当中間連結会計期間は、販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題等】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年8月31日以降、当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事象として、以下（１）及び（２）に記載いたします。また、当社株式の（株）東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下（３）に記載いたします。

なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

（１）新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症につきましては、グループ各社において徹底した感染症対策に取り組み、従業員の安全確保に十分配慮しながら、事業者としての責務を果たすべく事業活動を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大や収束までの期間が長期化した場合、車両販売・賃貸市場の縮小、物流量の減少等により、当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいて、足元の事業活動は回復基調にありますが、現時点において、新型コロナウイルス感染症は更に長期化する懸念もあり、その収束時期や市場への影響を見通すことが困難であることから、経営環境は先行き不透明な状況が続いております。

（２）業績及び財政状況について

当中間連結会計期間は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によってラストワンマイル物流用途の中小型車両の需要が増加し、当社が得意とする長距離物流用途の大型車両の需要が相対的に低下したこと等により、親会社株主に帰属する中間純損失を計上いたしました。そのため、当中間連結会計期間末において債務超過となっております。また、一部の借入金について財務制限条項に抵触する懸念が生じております。しかし、高品質なリースアップ車両の販売及びネット通信販売向けの短距離物流用途の車両の賃貸・販売を拡大すること等により、売上は回復基調となります。通期では親会社株主に帰属する当期純利益を計上し、純資産が増加する見込みです。また、増資等の資本増強策の実施を予定しております。

（３）J-Adviserとの契約について

当社グループは、（株）東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2019年2月21日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券（株）を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2017年7月6日にフィリップ証券（株）との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券（株）（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができます。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年

度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由による

ものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,385,285千円で、前連結会計年度末に比べ250,807千円減少しております。商品の減少224,897千円、受取手形及び売掛金の減少105,514千円、現金及び預金の増加77,461千円が主な変動要因です。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は3,334,972千円で、前連結会計年度末に比べ439,631千円減少しております。賃貸用資産の減少273,708千円、機械装置及び運搬具の減少122,792千円が主な変動要因です。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は1,838,139千円で、前連結会計年度末に比べ1,284,057千円減少しております。買掛金の減少1,187,807千円、リース債務の減少117,256千円、短期借入金の減少40,000千円、未払消費税等の増加71,277千円が主な変動要因です。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は2,953,577千円で、前連結会計年度末に比べ701,332千円増加しております。長期未払金の増加815,533千円、長期借入金の増加84,287千円、リース債務の減少119,953千円が主な変動要因です。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は△71,458千円で、前連結会計年度末に比べ107,713千円減少しております。親会社株主に帰属する中間純損失108,825千円の計上による利益剰余金の減少が主な変動要因です。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間における売上高は2,754,593千円（前年同期比40.3%減少）となりました。新車から中古車へのシフト、新型コロナウイルス感染症の影響による民需の低迷等により減収となっております。

(売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は309,971千円（前年同期比1.0%減少）となりました。車両販売・賃貸事業において、より利益率の高い中古車販売へシフトすること、車両整備・陸送事業において外注の自製化を進めること、また、運輸事業において、より収益性の高い新規荷主を獲得すること等により、利益率が改善しております。

(販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は、416,913千円（前年同期比2.5%減少）となりました。主な変動要因は、旅費交通費、保険料、広告宣伝費等の諸経費の減少17,355千円、減価償却費の減少4,870千円、人件費等の増加24,113千円であります。

(営業利益)

当中間連結会計期間における営業損失は106,941千円（前年同期は営業損失114,658千円）となりました。販売費及び一般管理費の低減により、損失額が減少しております。

(経常利益)

当中間連結会計期間における経常損失は150,010千円（前年同期は経常損失143,870千円）となりました。支払利息の増加30,276千円等により、損失額が増加しております。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純損失は106,173千円（前年同期は税金等調整前中間純損失144,289千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は108,825千円（同親会社株主に帰属する中間純損失170,114千円）となりました。役員退職慰労引当金戻入額43,282千円の計上により、損失額が減少しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2020年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2021年2月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	200,000	87,900	112,100	112,100	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	200,000	87,900	112,100	112,100	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（2018年11月15日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2020年11月30日)	公表日の前月末現在 (2021年1月31日)
新株予約権の数(個)	65(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,500 (注1、注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年11月17日 至 2028年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。 ②新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。 ④新株予約権は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が、年間1,200万円を超えないように、これを行行使しなければならない。 ⑤新株予約権は、権利行使に係る当社株式1株当たりの権利行使価額が本契約の締結時点における当社株式1株当たりの価額に相当する金額以上になるように、これを行行使しなければならない。	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」の②及び③に準じて決定する。 ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。 ⑨新株予約権の取得事由 新株予約権の取得事由（①当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、当社が別に定める日をもって、無償で新株予約権を取得することができる。 ②当社は、新株予約権者が上記の「新株予約権の行使の条件」の②及び③に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる）に準じて決定する。	同左

（注1）新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

（注2）割当日以降、当社が当社普通株式の分割（株式無償割当を含む）又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株

予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式交換を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとします。

- (注3) 割当日以降、当社が当社普通株式の分割（株式無償割当を含む）又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式交換を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとします。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月1日～ 2020年11月30日	—	112,100	—	46,110	—	36,110

(6) 【大株主の状況】

2020年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
西口 高生	京都府京田辺市	105,300	93.93
西口 和生	京都府京田辺市	700	0.62
平野 洋志	愛知県岡崎市	700	0.62
片岡 裕子	横浜市磯子区	580	0.51
鎗木 慎治	東京都世田谷区	580	0.51
猪本 浩二郎	横浜市青葉区	580	0.51
平石 巧将	北海道石狩市	520	0.46
田村 雅	高知県高知市	500	0.44
川井 博人	東京都港区	500	0.44
山口 政浩	大阪市平野区	380	0.33
計	—	110,340	98.42

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 111,700	1,117	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 400	—	—
発行済株式総数	112,100	—	—
総株主の議決権	—	1,117	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

月別	2020年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2020年6月から11月までにおいては売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年8月31日以降、当発行者情報提出日までの役員の異動は下記の通りです。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	営業本部長	平野 洋志	2020年11月30日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性3名 女性1名 (役員のうち女性の比率25%)

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2020年6月1日から2020年11月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年5月31日)		当中間連結会計期間 (2020年11月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		117,916		195,378
受取手形及び売掛金		595,547	※3	490,033
商品	※2、4、5	848,769	※2、3、4、5	623,872
原材料及び貯蔵品		19,166		17,920
その他		57,652		58,090
貸倒引当金		△2,961		△10
流動資産合計		1,636,092		1,385,285
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※3、4	944,370	※3、4	925,765
機械装置及び運搬具（純額）	※2、4、5	1,247,911	※2、3、4、5	1,125,118
土地	※3	434,386	※3	435,130
賃貸用資産（純額）	※2、4、5	946,882	※2、3、4、5	673,174
建設仮勘定		16,024		—
その他（純額）	※4	31,829	※4	26,582
有形固定資産合計	※1	3,621,404	※1	3,185,771
無形固定資産				
その他	※4	13,264	※4	14,152
無形固定資産合計		13,264		14,152
投資その他の資産				
投資有価証券		16,979		18,151
繰延税金資産		1,928		341
その他		123,893		119,421
貸倒引当金		△2,866		△2,866
投資その他の資産合計		139,934		135,048
固定資産合計		3,774,603		3,334,972
資産合計		5,410,696		4,720,257

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年5月31日)		当中間連結会計期間 (2020年11月30日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金	※4	1,526,943	※4	339,136
短期借入金	※3	178,042	※3	138,042
1年内償還予定の社債		60,000		60,000
1年内返済予定の長期借入金	※3、6	245,898	※3、6	246,417
リース債務		534,742		417,485
未払金	※4	238,929	※4	228,719
未払消費税等		263,389	※7	334,666
賞与引当金		11,668		12,498
その他		62,583		61,173
流動負債合計		3,122,196		1,838,139
固定負債				
社債		160,000		130,000
長期借入金	※3、6	1,176,925	※3、6	1,261,213
リース債務		673,594		553,640
長期未払金	※4	172,091	※3、4	987,625
繰延税金負債		2,993		2,993
役員退職慰労引当金		43,282		—
退職給付に係る負債		4,299		4,848
その他		19,058		13,256
固定負債合計		2,252,244		2,953,577
負債合計		5,374,441		4,791,716
純資産の部				
株主資本				
資本金		46,110		46,110
資本剰余金		36,110		36,110
利益剰余金		△44,338		△153,164
株主資本合計		37,881		△70,944
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		△1,626		△514
その他の包括利益累計額合計		△1,626		△514
純資産合計		36,254		△71,458
負債純資産合計		5,410,696		4,720,257

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年 6 月 1 日 至 2019年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 6 月 1 日 至 2020年11月30日)
売上高	4,616,275	2,754,593
売上原価	4,303,220	2,444,621
売上総利益	313,054	309,971
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	93,850	103,403
役員報酬	48,700	63,260
賞与引当金繰入額	414	918
退職給付費用	914	757
役員退職慰労引当金繰入額	2,610	—
貸倒引当金繰入額	3,530	△2,950
減価償却費	44,911	40,040
賃借料	58,865	54,923
その他	173,916	156,561
販売費及び一般管理費合計	427,712	416,913
営業損失 (△)	△114,658	△106,941
営業外収益		
受取利息	838	2,231
受取保険金	19,751	10,615
助成金収入	—	29,576
その他	10,168	11,442
営業外収益合計	30,759	53,866
営業外費用		
支払利息	55,599	85,876
その他	4,372	11,059
営業外費用合計	59,971	96,935
経常損失 (△)	△143,870	△150,010
特別利益		
固定資産売却益	※1 3,092	※1 7,615
役員退職慰労引当金戻入額	—	43,282
特別利益合計	3,092	50,897
特別損失		
固定資産除却損	※2 3,099	※2 7,060
固定資産売却損	※3 78	—
投資有価証券売却損	334	—
特別損失合計	3,511	7,060
税金等調整前中間純損失 (△)	△144,289	△106,173
法人税、住民税及び事業税	1,276	1,065
法人税等調整額	24,547	1,586
法人税等合計	25,824	2,651
中間純損失 (△)	△170,114	△108,825
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△170,114	△108,825

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年11月30日)
中間純損失(△)	△170,114	△108,825
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	709	1,112
その他の包括利益合計	709	1,112
中間包括利益	△169,404	△107,713
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△169,404	△107,713

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2019年6月1日 至 2019年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	46,110	36,110	△35,465	46,754	△834	△834	45,919
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△170,114	△170,114			△170,114
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					709	709	709
当中間期変動額合計	—	—	△170,114	△170,114	709	709	△169,404
当中間期末残高	46,110	36,110	△205,579	△123,359	△125	△125	△123,484

当中間連結会計期間（自 2020年6月1日 至 2020年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	46,110	36,110	△44,338	37,881	△1,626	△1,626	36,254
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△108,825	△108,825			△108,825
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					1,112	1,112	1,112
当中間期変動額合計	—	—	△108,825	△108,825	1,112	1,112	△107,713
当中間期末残高	46,110	36,110	△153,164	△70,944	△514	△514	△71,458

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失 (△)	△144,289	△106,173
減価償却費	380,609	294,309
固定資産売却損益 (△は益)	△3,014	△7,615
固定資産除却損	3,099	7,060
投資有価証券売却損	334	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	3,530	△2,950
賞与引当金の増減額 (△は減少)	400	830
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	743	549
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,310	△43,282
受取利息及び受取配当金	△941	△2,303
支払利息	55,599	85,831
売上債権の増減額 (△は増加)	71,722	105,514
たな卸資産の増減額 (△は増加)	822,146	585,726
貸貸用資産の増減額 (△は増加)	△403,197	△137,108
仕入債務の増減額 (△は減少)	△174,746	△115,293
リース債務及び長期未払金の増減額 (△は減少)	△123,512	△396,662
その他	92,129	97,966
小計	582,921	366,397
利息及び配当金の受取額	941	2,303
利息の支払額	△53,064	△77,838
法人税等の支払額	△1,484	△2,269
法人税等の還付額	39,827	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	569,141	288,592
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	803	21,800
有形固定資産の売却による収入	15,869	19,145
有形固定資産の取得による支出	△176,631	△73,635
投資有価証券の売却による収入	15,284	—
その他	△16,460	△1,107
投資活動によるキャッシュ・フロー	△161,135	△33,797
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△148,081	△40,000
長期借入れによる収入	6,300	239,000
長期借入金の返済による支出	△115,353	△154,273
社債の償還による支出	△30,000	△30,000
リース債務の返済による支出	△245,798	△146,741
長期未払金の返済による支出	△71,684	△23,518
財務活動によるキャッシュ・フロー	△604,617	△155,533
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△196,611	99,262
現金及び現金同等物の期首残高	281,348	83,139
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 84,736	※ 182,401

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社名：(株)陸送ネット、(株)タカロジ

2. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日（11月30日）と異なる会社は次の通りです。

会社名	中間決算日
(株)陸送ネット、(株)タカロジ	9月30日 ※

※ 中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物、機械装置及び運搬具、賃貸用資産：主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 7～47年

機械装置及び運搬具 3～17年

賃貸用資産 3～5年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当中間連結会計期間負担分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

割賦販売の会計処理

商品の引渡時に販売価額の総額を売上高に計上しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、役員の退職慰労金の支払いに充てるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく(中間)期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、2020年11月28日開催の当社取締役会において、同日付をもって役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金の受給権を放棄することを決議いたしました。

これに伴い、固定負債の「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、特別利益に「役員退職慰労引当金戻入額」43,282千円を計上しております。

(表示方法の変更)

(中間連結貸借対照表)

前連結会計年度において固定負債に独立掲記していた「長期割賦未払金」は、当中間連結会計期間における「長期未払金」の計上に伴い、一覽性及び明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、固定負債の「長期未払金」に含めて表示することといたしました。これに伴い、流動負債の「割賦未払金」及び流動負債の「その他」に含めて表示していた「未払金」は、流動負債の「未払金」として表示することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において固定負債の「長期割賦未払金」に表示していた172,091千円は、「長期未払金」172,091千円として組替えております。また、流動負債の「割賦未払金」に表示していた131,462千円及び流動負債の「その他」に含めて表示していた「未払金」107,467千円は、「未払金」238,929千円として組替えております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

中間連結貸借対照表の表示方法の変更に伴い中間連結貸借対照表との整合性を適切に表示するため、前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローに表示していた「リース債務及び割賦未払金の増減額」△123,512千円について、当中間連結会計期間より、「リース債務及び長期未払金の増減額」△123,512千円として表示することといたしました。また、前中間連結会計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローに表示していた「割賦未払金の返済による支出」△71,684千円について、当中間連結会計期間より、「長期未払金の返済による支出」△71,684千円として表示することといたしました。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	653,758千円	727,751千円

※2 資産の保有目的の変更

保有目的の変更により、商用車（機械装置及び運搬具（純額）、賃貸用資産（純額））を商品へ振り替えております。

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
機械装置及び運搬具（純額）	744,871千円	105,229千円
賃貸用資産（純額）	1,117,815	260,617

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
建物及び構築物（純額）	718,991千円	706,859千円
土地	426,664	426,664
合計	1,145,655	1,133,523

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
短期借入金	30,000千円	30,000千円
1年内返済予定の長期借入金	109,410	164,016
長期借入金	990,715	959,809
合計	1,130,125	1,153,825

また、下記の資産について、長期未払金895,739千円に対する譲渡担保権を設定しております。

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
受取手形及び売掛金	—千円	166,077千円
商品	—	114,226
機械装置及び運搬具（純額）	—	455,830
賃貸用資産（純額）	—	301,643
合計	—	1,037,778

(注) 売掛債権を信託財産とする自己信託受益権を設定しております。

※4 所有権留保等資産及び所有権留保付債務

所有権留保等資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
商品	391,475千円	135,513千円
建物及び構築物（純額）	12,199	11,240
機械装置及び運搬具（純額）	484,018	64,062
貸貸用資産（純額）	440,988	30,228
有形固定資産 その他（純額）	9,498	8,292
無形固定資産 その他	1,277	1,117
合計	1,339,457	250,454

所有権留保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
買掛金	1,350,995千円	202,830千円
未払金	131,462	93,582
長期未払金	172,091	91,885
合計	1,654,548	388,298

※5 たな卸資産及び固定資産に含まれるリース資産

たな卸資産及び固定資産に含まれるリース資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
商品	191,805千円	143,063千円
機械装置及び運搬具（純額）	513,583	436,148
貸貸用資産（純額）	355,550	249,376
合計	1,060,940	828,588

※6 財務制限条項について

前連結会計年度（2020年5月31日）

以下（1）（2）の契約において財務制限条項が付されております。

（1）2017年9月28日締結のタームローン契約（契約総額280,000千円、当連結会計年度末残高244,993千円）

① 純資産の維持

各事業年度の末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年5月決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%、又は直近事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%のいずれか大きい方の金額以上に維持すること。

② 営業利益の維持

各連結会計年度の末日における提出会社の連結損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないこと。

（2）2018年9月28日締結のタームローン契約（契約総額700,000千円、当連結会計年度末残高653,170千円）

① 純資産の維持

2020年5月期以降の各事業年度末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2019年5月期又は直前の事業年度末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額のいずれか高い方の金額の75%以上に維持すること。

② 営業利益の維持

各連結会計年度の末日における提出会社の単体の損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失としないこと。

当中間連結会計期間（2020年11月30日）

以下（１）（２）の契約において財務制限条項が付されております。

（１）2017年９月28日締結のタームローン契約（契約総額280,000千円、当中間連結会計期間末残高234,991千円）

① 純資産の維持

各事業年度の末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年５月決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%、又は直近事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%のいずれか大きい方の金額以上に維持すること。

② 営業利益の維持

各連結会計年度の末日における提出会社の連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないこと。

（２）2018年９月28日締結のタームローン契約（契約総額700,000千円、当連結会計年度末残高621,950千円）

① 純資産の維持

2020年５月期以降の各事業年度末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2019年５月期又は直前の事業年度末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額のいずれか高い方の金額の75%以上に維持すること。

② 営業利益の維持

各連結会計年度の末日における提出会社の単体の損益計算書に記載される営業損益が２期連続して損失としないこと。

※７ 消費税等の取扱いについて

仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺の上、「未払消費税等」として表示しております。

（中間連結損益計算書関係）

※１ 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年11月30日)
建物及び構築物	1,275千円	一千円
機械装置及び運搬具	1,535	7,615
土地	281	—
計	3,092	7,615

※２ 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年11月30日)
建物及び構築物	3,099千円	3,135千円
機械装置及び運搬具	—	3,924
計	3,099	7,060

※３ 固定資産売却損の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年11月30日)
機械装置及び運搬具	78千円	一千円
計	78	—

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 2019年6月1日 至 2019年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	112,100	—	—	112,100
合計	112,100	—	—	112,100

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年6月1日 至 2020年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	112,100	—	—	112,100
合計	112,100	—	—	112,100

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年11月30日)
現金及び預金勘定	128,514千円	195,378千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△43,777	△12,976
現金及び現金同等物	84,736	182,401

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

棚卸資産、有形固定資産

主として、商品、機械装置及び運搬具及び賃貸用資産であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次の通りです。

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
1年内	1,682千円	1,682千円
1年超	4,493	3,652
合計	6,175	5,334

(金融商品関係)

金融商品の状況に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注3)をご参照ください。)

前連結会計年度（2020年5月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	117,916	117,916	—
(2) 受取手形及び売掛金	595,547	589,610	△5,937
(3) 投資有価証券	8,595	8,595	—
資産計	722,059	716,122	△5,937
(1) 買掛金	1,526,943	1,526,943	—
(2) 短期借入金	178,042	178,042	—
(3) 未払金	107,467	107,467	—
(4) 未払消費税等	263,389	263,389	—
(5) 社債（1年内償還予定を含む）	220,000	220,524	524
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,422,824	1,422,780	△43
(7) リース債務（1年内返済予定を含む）	1,208,336	1,165,954	△42,382
(8) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	303,553	286,414	△17,139
負債計	5,230,556	5,171,516	△59,040

当中間連結会計期間（2020年11月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	195,378	195,378	—
(2) 受取手形及び売掛金	490,033	486,563	△3,470
(3) 投資有価証券	9,767	9,767	—
資産計	695,179	691,709	△3,470
(1) 買掛金	339,136	339,136	—
(2) 短期借入金	138,042	138,042	—
(3) 未払金	135,136	135,136	—
(4) 未払消費税等	334,666	334,666	—
(5) 社債（1年内償還予定を含む）	190,000	190,439	439
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,507,630	1,506,798	△832
(7) リース債務（1年内返済予定を含む）	971,126	932,100	△39,026
(8) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	1,081,207	1,066,219	△14,987
負債計	4,696,947	4,642,540	△54,406

(注1) 受取手形及び売掛金の連結対照表計上額には、長期受取手形を含めております。(前連結会計年度67,904千円、当中間連結会計期間30,128千円)

(注2) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、(2) 受取手形及び売掛金のうち長期受取手形については、元利金の合計額を新規に同様の手形取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によ

ております。

- (5) 社債（１年内償還予定を含む）、(6) 長期借入金（１年内返済予定を含む）、(7) リース債務（１年内返済予定を含む）、(8) 長期未払金（１年内返済予定を含む）

元利金の合計額を新規に同様の社債発行、借入、リース取引又は割賦取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
投資有価証券	8,384千円	8,384千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

前連結会計年度（2020年5月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当中間連結会計期間（2020年11月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、以下の3事業を報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
車両販売・賃貸事業	中古トラックの買取・販売事業、トラックリース・レンタル事業
車両整備・陸送事業	中古トラックの整備、陸送事業
運輸事業	貨物自動車運送事業

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間連結財務諸表作成において採用されている会計処理方法と概ね同一であります。

報告セグメントの損益は、営業損益の数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2019年6月1日 至 2019年11月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	中間連結 財務諸表 計上額 (注2)
	車両販売・ 賃貸事業	車両整備・ 陸送事業	運輸事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,384,018	34,054	1,198,201	4,616,275	—	4,616,275
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	152,857	6,279	159,136	△159,136	—
計	3,384,018	186,912	1,204,480	4,775,411	△159,136	4,616,275
セグメント利益又は損失(△)	△127,670	4,685	8,797	△114,188	△470	△114,658
セグメント資産	5,494,888	123,660	1,489,563	7,108,113	△108,916	6,999,196
セグメント負債	4,771,951	246,178	1,511,474	6,529,604	593,077	7,122,681
その他の項目						
減価償却費	225,279	6,866	148,462	380,609	—	380,609
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	438,876	9,667	168,664	617,208	—	617,208

(注1) セグメント間の内部売上高又は振替高及びセグメント利益又は損失(△)の調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。セグメント資産の調整額は、全社資産163,333千円及びセグメント間取引消去が含まれております。全社資産は、主に各報告セグメントに配分していない現金及び預金であります。セグメント負債の調整額は、全社負債795,664千円及びセグメント間取引消去が含まれております。全社負債は、主に各報告セグメントに配分していない借入金及び社債であります。

(注2) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2020年6月1日 至 2020年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	中間連結 財務諸表 計上額 (注2)
	車両販売・ 賃貸事業	車両整備・ 陸送事業	運輸事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,623,329	45,707	1,085,556	2,754,593	—	2,754,593
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	134,284	2,810	137,094	△137,094	—
計	1,623,329	179,991	1,088,366	2,891,688	△137,094	2,754,593
セグメント利益又は損失（△）	△159,180	11,375	42,463	△105,341	△1,600	△106,941
セグメント資産	3,332,246	132,821	1,343,088	4,808,157	△87,899	4,720,257
セグメント負債	2,323,747	234,178	977,101	3,535,027	1,256,688	4,791,716
その他の項目						
減価償却費	146,857	7,549	139,901	294,309	—	294,309
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	182,080	14,758	52,954	249,793	—	249,793

（注1）セグメント間の内部売上高又は振替高及びセグメント利益又は損失（△）の調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。セグメント資産の調整額は、全社資産114,073千円及びセグメント間取引消去が含まれております。全社資産は、主に各報告セグメントに配分していない現金及び預金であります。セグメント負債の調整額は、全社負債1,458,661千円及びセグメント間取引消去が含まれております。全社負債は、主に各報告セグメントに配分していない借入金、社債及び長期未払金であります。

（注2）セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業損失（△）と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年6月1日 至 2019年11月30日）

1. 商品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日本郵便輸送(株)	868,108	運輸事業
(株)丸山自動車	532,506	車両販売・賃貸事業

（注）(株)丸山自動車に対する売上高には、同社の関連会社である(株)ウイング・エムに対する売上高を含めております。

当連結会計年度（自 2020年6月1日 至 2020年11月30日）

1. 商品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日本郵便輸送(株)	872,164	運輸事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は次の通りです。

	前連結会計年度 (2020年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2020年11月30日)
1 株当たり純資産額	323.41円	△637.45円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	36,254	△71,458
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	36,254	△71,458
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	112,100	112,100

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2019年 6 月 1 日 至 2019年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 6 月 1 日 至 2020年11月30日)
1 株当たり中間純損失 (△)	△1,517.52円	△970.79円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△170,114	△108,825
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△170,114	△108,825
普通株式の期中平均株式数 (株)	112,100	112,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注1) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年2月26日

株式会社タカネットサービス

取締役会 御中

監査法人やまぶき

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西岡 朋晃 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 福水 佳恵 ㊞
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカネットサービスの2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年6月1日から2020年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカネットサービス及び連結子会社の2020年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年6月1日から2020年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的

専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。